

第 3 7 回 議 会 運 営 委 員 会

と き 平成 2 9 年 5 月 2 3 日 (火)

午前 9 時

と ころ 第 1 委 員 会 室

付 議 事 項

1 平成 2 9 年 第 2 回 (5 月) 臨 時 会 に 関 す る 事 項 に つ い て

(1) 委 員 会 条 例 の 改 正 に つ い て

委 員 会 条 例 第 2 1 条 の 説 明 員 の 要 求 先 を 「 教 育 委 員 会 の 委 員 長 」 か ら 「 教 育 委 員 会 の 教 育 長 」 に 変 更 す る 。

○ 山 陽 小 野 田 市 議 会 委 員 会 条 例

(出 席 説 明 の 要 求)

第 2 1 条 委 員 会 は、 審 査 又 は 調 査 の た め、 市 長、 教 育 委 員 会 の 委 員 長、 選 挙 管 理 委 員 会 の 委 員 長、 公 平 委 員 会 の 委 員 長、 農 業 委 員 会 の 会 長 及 び 監 査 委 員 其 他 法 律 に 基 づ く 委 員 会 の 代 表 者 又 は 委 員 並 び に そ の 委 任 又 は 囑 託 を 受 け た 者 に 対 し、 説 明 の た め 出 席 を 求 め よ う と す る と き は、 議 長 を 経 て し な け れ ば な ら ぬ 。

全 議 員 一 致 議 案 と し て、 副 議 長 が 提 出 者、 議 運 の 委 員 全 員 が 賛 成 者 と な り、 5 月 3 0 日 の 本 会 議 に 提 出 し、 委 員 会 付 託 を 省 略 し 即 決 す る 。

○ 申 し 合 わ せ 事 項

(全 議 員 一 致 の 議 案 の 提 出 者 等)

2 7 議 員 提 出 の 議 案 の う ち、 全 議 員 一 致 の 議 案 に つ い て は、 副 議 長 が 提 出 者、 議 運 の 委 員 全 員 が 賛 成 者 と な り、 本 会 議 に 提 出 す る。 こ の 場 合、 事 前 に 全 協 で 了 解 を 求 め る 。

(2) そ の 他

2 そ の 他

議員提出議案第 号

山陽小野田市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
山陽小野田市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 29 年 5 月 日提出

提出者 山陽小野田市議会議員 三 浦 英 統
賛成者 山陽小野田市議会議員 大 井 淳一朗
〃 山陽小野田市議会議員 河 崎 平 男
〃 山陽小野田市議会議員 石 田 清 廉
〃 山陽小野田市議会議員 下 瀬 俊 夫
〃 山陽小野田市議会議員 矢 田 松 夫

山陽小野田市議会委員会条例の一部を改正する条例
山陽小野田市議会委員会条例（平成 17 年山陽小野田市条例第 209 号）の
一部を次のように改正する。

第 21 条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。

附 則

この条例は、平成 29 年 5 月 31 日から施行する。

山陽小野田市議会委員会条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(出席説明の要求)</p> <p>第21条 委員会は、審査又は調査のため、市長、<u>教育委員会の教育長</u>、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。</p>	<p>(出席説明の要求)</p> <p>第21条 委員会は、審査又は調査のため、市長、<u>教育委員会の委員長</u>、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てなければならない。</p>